

**令和5年度
とみぐすくde消費応援！アゴマゴクーポン券事業
利用店舗要領**

豊見城市

とみぐすくde消費応援事務局

クーポン券事業について

1. 事業の趣旨

市内の利用店舗等で使用可能なクーポン券を市内の全世帯に発行・配布し、原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた市民の生活を支援し消費の後押しをすることにより、市内事業所の積極的な活用を促し、地域経済の低迷緩和を図る。

2. クーポン券の概要

(1) 名 称 アゴマゴクーポン券

(2) 発 行 者 豊見城市

(3) 発行予定額 240,500,000円

(4) 発行内容 (額面等)

1枚あたりの額面：500円

- ・ 65歳(※)以上の高齢者がいる世帯 9,800世帯×15,000円分 (500円×30枚)
※令和6年4月1日までに65歳となる方
- ・ その他の世帯 18,700世帯×5,000円分 (500円×10枚)

全世帯 (令和5年9月30日時点で豊見城市に住民登録のある者) へ郵送

※世帯人数に関わらず、1世帯あたり1冊配布。

(5) 利用期間 (クーポン券使用期限)

令和5年 12月1日 (金) ~ 令和6年 2月18日(日)まで

※利用期間を過ぎて使用されたクーポン券の換金はできません。

(6) クーポン券の利用方法

お会計1,000円ごとにクーポン券が1枚使用できます。

例：お会計が1,000円の場合・・・1枚使用可(500円割引)

お会計が2,500円の場合・・・2枚使用可(1,000円割引)

(7) 換金受付期間

令和5年 12月1日(金) ～ 令和6年 2月29日(木)までの **平日毎日** ※予約制
毎週水曜日締め、翌月曜日の入金となります。

※ 祝祭日と年末年始(12月29日～1月3日)はお休みになります。

※ 最終換金日を過ぎますとクーポン券の換金はできませんので、ご注意ください。

※ 受付最終日は混雑が予想されますので、早めのご予約をお願い致します。

(8) 換金場所

豊見城市役所 4階 第1相談室 (アゴマゴクーポン券換金受付窓口)

(9) クーポン券利用対象店舗

豊見城市内に店舗等を有する、スーパー・コンビニ・チェーン店を含む事業者

3. 利用店舗の資格

上記(9)の利用対象店舗に加え、以下の要件をすべて満たしている者としてします。

(1) 利用店舗の参加資格

利用店舗の資格は、次の事業者以外の者とする。

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業などを行なっている事業者。
- ・ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など。
- ・ 「クーポン券の利用対象とならないもの」(P5-5)に記載の取引又は商品のみを取り扱う店舗等。

※上記にあげるもの以外でも、商品券発行の目的にそぐわないなどの理由により、利用店舗登録をお断りする場合があります。

4. 利用店舗の責務等

利用店舗になるには、次に掲げる事項を遵守等することが条件となります。

(1) 利用店舗であることを明示すること

利用店舗であることが明確になるよう、利用店舗告知用ツール（ポスター・ステッカー）等を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。

* 利用店舗には、告知用ツールとしてポスター、ステッカーを事務局より無料で送付いたします。

* 使用後のツールについては返却不要です（各自で処分してください）。

(2) お会計金額を確認すること

お会計が1,000円に満たない場合はクーポン券を利用できませんので、利用者へのご案内をお願いします。

(3) 利用期間（使用期限）を確認すること

利用期間（使用期限）を経過したクーポン券を取り扱わないでください。また、クーポン券として認証不能の場合もその効力はありませんので取り扱わないでください。

（クーポン券の利用期限は令和6年2月18日(日)まで）

※クーポン券の破損について

券全体の3分の2以上が残っており、かつ右上の管理番号が確認できれば、使用可能です。

管理番号が確認できない場合や、クーポン券として認識不能の場合は取り扱わないでください。

(4) 偽造券でないか確認すること

利用者が使用されるクーポン券について、受け取って問題がないか確認してください。

クーポン券には偽造防止加工がしており、コピーすると、右下部分に『COPY』の文字が出ます。

偽造券と判別できる場合は、クーポン券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察（豊見城警察署 098-850-0110）へ通報してください。

同様に「とみぐすくde消費応援事務局 098-988-8103」にも報告してください。2



コピーした偽造券は、右下部分に『COPY』の文字が出ます。

(5) 受け取ったクーポン券には受領印・スタンプ等を押すこと

利用店舗は、クーポン券を受け取った際に、再流出を防止するため、クーポン券表面右上にある「利用店舗押印欄」に受領印（店名印など）を押印、又はボールペンで店舗名を記入してください。既に受領印があるものは、受け取りを拒否してください。



押印、又は店舗名を記入してください。

(6) 請求書兼振込依頼書の控えは大切に保管すること

使用済のクーポン券を換金する際、万が一、入金額に差異があった場合に備え、換金手続きの際にお渡する、請求書兼振込依頼書の取扱店舗控え部分を、入金確認が完了するまで大切に保管してください。

- ※ 1. この控えがない場合は、振込金額に差異があっても異議申し立てができませんのでご注意ください。
- ※ 2. 登録時の店舗名とクーポン券表面の店舗名が異なると換金できない場合がありますので、ご注意ください。

(7) 登録口座の変更

クーポン券の換金はすべて口座振り込みとなります。初回換金時に登録した口座の変更は原則として出来ませんのでご注意ください。なお、金融機関規定の振込手数料は事務局にて負担します。

(8) クーポン券の交換・売買は行わないこと

クーポン券の交換及び売買は行わないでください。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用されたクーポン券のみ換金可能です。

(9) 前回のクーポン券は受け取らないこと



5. クーポン券の対象にならないもの



次に掲げるものは「アゴマゴクーポン券」の利用対象となりませんのでご注意ください。

- ①医療保険や介護保険等が適用されるサービス及び商品(処方箋が必要な医薬品を含む)
- ②国や地方公共団体等への支払
- ③公共料金(税金、電気、ガス、水道、通信、バス運賃等)の支払等
- ④金、プラチナ、銀、有価証券、商品券(ビール券、図書券、店舗が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ⑤たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ⑥事業活動に伴って使用する原材料・機器類及び仕入商品等の購入(事業経費)
- ⑦土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に係る支払い
- ⑧現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑨風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い
- ⑩特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑪その他このクーポン券の発行趣旨にそぐわないもの
- ⑫クーポン券の交換又は売買
- ⑬各利用店舗が指定するもの

6. 利用店舗登録について

(1) 登録方法

利用店舗登録を希望する事業者は本「募集要領」に同意した上で、「利用店舗登録申請兼同意書」に必要事項を記入し、以下の申込先へメール・FAXにて提出、もしくはGoogleフォームを使用したWEB申し込みをご利用ください。

資格区分	提出書類	申込先
豊見城市内に 店舗等を有する 事業者 本要領 P2-2-(9) / P2-3	【利用店舗登録申請兼同意書】 Googleフォームでのお申し込みも可能です。 下記よりアクセスし必要事項をご入力ください。 ○前年度利用店舗の申請はこちら ▶  ○新規店舗登録はこちら ▶ 	とみぐすくde消費応援事務局 【申し込み期間】 10/13(金)～1/31(水)まで 平日10:00～16:00 TEL : 098-988-8103 FAX : 098-851-9739 住所 : 豊見城市豊崎3-59 メール : tomi.city.20@gmail.com

※ 申込時の情報を利用店舗一覧パンフレットに掲載します。

※ 10月20日(金)までの申請で全世帯へ配布する利用店舗一覧パンフレットに掲載されます。

※ 利用店舗一覧の内容は豊見城市HPへも掲載し、随時更新の予定です。

(2) 審査及び承認

とみぐすde消費応援事務局において、資格確認・審査等を行い、豊見城市産業振興課において承認する。

(3) 登録要件

募集要領に示す各事項に同意し、「利用店舗登録申請兼同意書」を提出後、申請・受理された事業者

(4) 申請受付期間

令和5年10月13日(金)～令和6年1月31日(水)まで

受付は、上記期間の平日(月～金) 10:00～16:00 まで。

FAX、メールは24時間受付可能です。

7. クーポン券の換金について

(1) 換金手数料 無料

(2) 換金請求受付場所

豊見城市役所 4階 第1相談室 (アゴマゴクーポン券換金受付窓口)

(3) 換金請求期間

令和5年12月1日(金) ～ 令和6年2月29日(木)までの平日毎日 ※予約制

平日の10時～15時30分の間に換金申し込みをお受けいたします。

※ 祝祭日と年末年始(12月29日～1月3日)はお休みになります。

※ 原則として、換金請求期間を過ぎての請求受付はできませんので、請求期限については十分ご注意ください。

(4) 換金申込方法

「請求書兼振込依頼書」(※初回換金時に配布)に必要な事項を記入の上、使用済クーポン券(※利用店舗押印欄に必ず店舗名を押印又は記入)を持参し、豊見城市役所 4階 第1相談室 (アゴマゴクーポン券換金受付窓口)へ提出して下さい。

事務局にて枚数等確認の上、ご指定の口座へご入金いたします。

※ 振込手数料は事務局が負担します。

ア. 換金予約をする(電話番号: 098-988-8103)

店舗名、希望日時(10時～15時30分の間)、換金枚数をお伝えください

(1社30分の枠で予約時間をご指定ください)

ご予約は前日の15時までをお願いいたします。

※ 前日15時を過ぎた場合でも、予約希望時間が空いている場合は受付可能

《ご予約時のお願い》

回線が混みあって電話が繋がりにくくなる場合がございます。

その際はお手数ですが時間を置いて再度ご連絡ください。

それでも繋がらない場合は、メールやFAXでも受け付けいたします。

その場合は、店舗名とご希望の日程を3つ程度記載してください。

追って事務局より折り返しご連絡いたします。

(メール・FAXの送信のみでは予約確定とはなりませんのでご注意ください。)

イ. 換金受付窓口にて、換金手続きをする

【換金手続き時に必要なもの】

- ①使用済みクーポン券
- ②請求書兼振込依頼書

※初回換金時に配布します（初回は会場にてご記入いただきます）

- ③口座情報の分かるもの ※初回換金時のみ

請求書兼振込依頼書の記入方法

令和5年度版 アゴマゴクーポン券 請求書兼振込依頼書

事務局控①

令和 年 月 日

事業所名													
クーポン券 換金枚数	枚分	振込金額									円	利用店担当印	
振込 口座	振込先 金融機関 (○をつける)	沖縄銀行	口座 名義	(フリガナ)									事務局受付印
		琉球銀行											
		海邦銀行											
		ゆうちょ銀行											
	その他												
本・支店名	(本・支店名)	店	1. 普通	口座 番号									
			2. 当座										

右側で記入してください

とみぐすく de 消費応援事務局 電話:(098)988-8100 FAX:(098)451-6729
所在地:沖縄県豊見城市字豊崎3-59 TOYOPLA2階

①事業所名（※店舗名）をご記入ください。

②換金する使用済みクーポン券の枚数をご記入ください。

※事務局がカウントした枚数と照合しますので、必ず枚数を数えてお持ちください。

③振込金額をご記入ください。

④銀行口座をご記入ください。

※沖縄銀行・琉球銀行・海邦銀行・ゆうちょ銀行以外の金融機関をお使いの場合は、
口座名義欄に銀行名もご記入ください。

⑤担当者印、又はサインをお願いします。※印の場合は3枚とも押印してください

(5) 換金支払方法

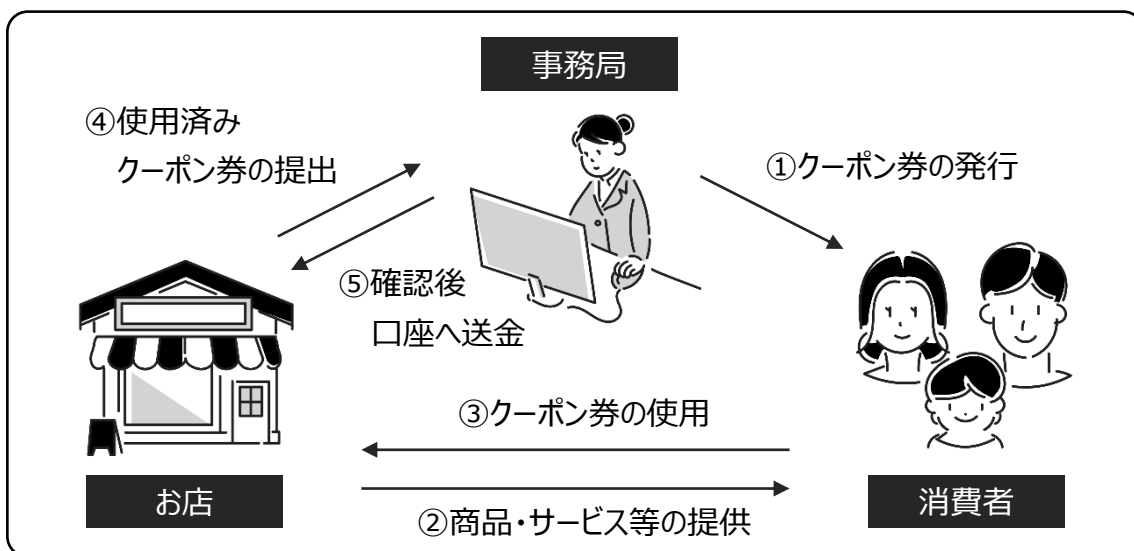
毎週水曜日締め、翌月曜日の入金となります。

※祝日や年末年始前後は振替等となります。

(6) その他注意事項

- ア. クーポン券の換金は、利用店舗登録をした店舗以外は出来ません。
- イ. 自ら受け取ったクーポン券を、自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不正行為をしないで下さい。不正行為が認められた場合、利用店舗登録の取り消し及び損害金の発生などが生じる場合があります。
- ウ. 回収した商品券を、換金手続きを行わずに他の利用店舗で使用しないでください。
- エ. その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないでください。

8. クーポン券の流れ・イメージ



9. アゴマゴクーポン券事業を盛り上げるためにご協力を！

各店舗における取組として

消費喚起を盛り上げるため、各利用店舗においては、「アゴマゴクーポン券〇〇セット商品」などクーポン券の使用と消費喚起にご協力くださいますようお願い申し上げます。

10. その他

- ア. 本事業の実施遂行に際し、利用店舗等から取得した情報については本事業の目的以外に使用されることはありません。
- イ. 利用店舗は、本事業の実施に伴い豊見城市及び事務局受託事業者によって収集・取得された利用店舗に関する情報が豊見城市情報公開条例及び豊見城市個人情報保護条例の適用を受けることについて、予め承諾したものとみなされます。
- ウ. 利用店舗の取消等について
本「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や利用店舗の登録を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。
- エ. 本「募集要領」に記載されていない事項については、事務局へお問い合わせください。
- オ. 利用店舗情報(店舗名称、所在地、業種等)は、「クーポン券利用店舗一覧」として、パンフレットや豊見城市のホームページなどにより広報します。

《換金スケジュール》 ■ : 換金受付日 ※水曜日締め翌月曜日入金

前日の15時までにご予約をお願いします。電話番号：098-988-8103

予約の際は店舗名、希望日時（10時～15時30分の間）、換金枚数をお伝えください。

※1社30分の枠で予約時間をご指定ください。

12月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

1月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

注意事項

※ 原則として、換金期間を過ぎての請求受付はできませんので、期限については十分ご注意ください。

※ クーポン券利用期間終了後(19日以降)は混雑が予想されますのでお早めのご予約をお願いいたします。

クーポン券利用終了

換金受付終了